

**第1条 (適用範囲)**

当行所定の外国送金依頼書兼告知書もしくはこれに準じるものとして当行が認める送金依頼書（以下これらを総称して「外国送金依頼書」といいます。）による次の各号に定める外国送金取引については、この規定により取り扱います。

- ①外国送金取引
- ②国内にある当行の支店または他の金融機関にある受取人の預金口座への外貨建送金取引
- ③外国為替法上の居住者または非居住者と非居住者との間における国内にある当行の支店または他の金融機関にある預金口座への円貨建送金取引
- ④その他前各号に準ずる取引

**第2条 (定義)**

この規定における用語の定義は、次のとおりとします。

- ①外国向送金取引  
送金依頼人の委託にもつぎ、当行が行う次のことをいう。
  - a. 送金依頼人の指定する外国にある当行の本支店または他の金融機関にある受取人の預金口座に一定額を入金することを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信すること（口座入金）
  - b. 外国にある受取人に対して一定額の支払を行うことを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信すること（通知払・請求払）
  - c. 外国にある当行の本支店または他の金融機関を支払人として、送金依頼人が指定する者を受取人とする送金小切手を送金依頼人に対して交付すること
- ②支払指図  
送金依頼人の委託にもつぎ、当行が、一定金額を受取人の処分可能にすることを委託するために関係銀行に対して発信する指示をいう。
- ③支払銀行  
受取人の預金口座への送金資金の入金または受取人に対する送金資金の支払を行う金融機関をいう。
- ④関係銀行  
支払銀行および送金のために以下のことを行う当行の本支店または他の金融機関をいう。
  - a. 支払指図の仲介
  - b. 銀行間における送金資金の決済

**第3条 (送金の依頼)**

- (1) 送金の依頼は、次により取扱います。
  - ①送金の依頼は、窓口営業時間内に受付れます。
  - ②送金の依頼にあたっては、当行所定の外国送金依頼書を使用し、送金の種類、支払方法、受取人取引銀行名、店舗名、受取人名、受取人口座番号または受取人の住所・電話番号、送金金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号、関係銀行手数料の負担者区分など当行所定の事項を正確に記入し、署名または記名押印のうえ、提出してください。
  - ③当行は前号により外国送金依頼書に記載された事項を依頼内容とします。
    - (2) 送金の依頼を受付けるにあたっては、外国為替関連法規上所定の確認が必要ですので、次の手続きをしてください。
      - ①外国送金依頼書に、送金目的その他所定の事項を記入してください。
      - ②所定の公的書類により本人確認済みの送金依頼人の預金口座から送金資金を振替える場合等を除き、当行所定の告知書に必要とされる事項を記入し提出してください。
      - ③所定の公的書類により本人確認済みの送金依頼人の預金口座から送金資金を振替える場合等を除き、住民票の写し等所定の本人確認書類を提示してください。
      - ④許可等が必要とされる取引の場合には、その許可等を証明する書面を提示または提出してください。
    - (3) 送金の依頼にあたっては、送金依頼人は当行に、送金資金の他に、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関して必要となる手数料・諸費用（以下「送金資金等」といいます。）を支払ってください。  
なお、小切手その他の証券類による送金資金等の受け入れはしません。

**第4条 (送金委託契約の成立と解除等)**

- (1) 送金委託契約は、当行が送金の依頼を承諾し、送金資金等を受領した時に成立するものとします。
- (2) 前項により送金委託契約が成立したときは、当行は、その契約内容に関して、外国送金計算書等を交付し、送金小切手の場合には、併せて送金小切手を交付します。なお、この外国送金計算書等は、解除や組戻しの場合など、後日提出していただくことがありますので、大切に保管してください。
- (3) 第1項により送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前または送金依頼人に対して送金小切手を交付する前に次の各号の事由の一つにでも該当すると認めるときは、当行から送金委託契約の解除ができます。この場合、解除によって生じた損害については当行は責任を負いません。
  - ①取引等の非常停止に該当するなど送金が外国為替関連法規に違反するとき
  - ②戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあるとき
  - ③送金が犯罪にかかわるものであるなど相当の事由があるとき
- (4) 前項による解除の場合には、送金依頼人から受取った送金資金等を返却しますので、当行所定の受取書等に、外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ第2項に規定する外国送金計算書

等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

(5) 受取書等に使用された署名または印影を、外国送金依頼書に使用された署名または印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとえ、送金資金等を返却したときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

**第5条 (支払指図の発信等)**

- (1) 当行は、送金委託契約が成立したときは、前条第3項により解除した場合を除き、送金の依頼内容にもついで、遅滞なく関係銀行に対して支払指図を発信し、または送金小切手を送金依頼人に対して交付します。
- (2) 支払指図の伝達手段は、当行が適当と認めるものを利用します。また、関係銀行についても、送金依頼人が特に指定した場合を除き、同様とします。
- (3) 次の各号のいずれかに該当するときには、当行は、送金依頼人が指定した関係銀行を利用せず、当行が適当と認める関係銀行によることができるものとします。この場合、当行は送金依頼人に対してすみやかに通知します。
  - ①当行が送金依頼人の指定に従うことが不可能と認めるとき
  - ②送金依頼人の指定に従うことによって、送金依頼人に過大な費用負担または送金に遅延が生じる場合などで、他に適当な関係銀行があると当行が認めたとき
- (4) 前2項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

**第6条 (手数料・諸費用)**

- (1) 送金の受付にあたっては、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用を後日いただきます。なお、このほか、関係銀行に係る手数料・諸費用を後日いただくこともあります。
- (2) 照会、変更、組戻しの受付にあたっては、次の各号に定める当行および関係銀行の所定の手数料・諸費用をいただきます。この場合、前項に規定する手数料等をお返しません。  
なお、このほか、関係銀行に係る手数料・諸費用を後日いただくこともあります。
  - ①照会手数料
  - ②内容変更手数料
  - ③組戻手数料
  - ④電信料、郵便料
  - ⑤その他照会、変更、組戻しに関して生じた手数料・諸費用

**第7条 (為替相場)**

- (1) 送金の受付にあたり、送金資金を送金通貨と異なる通貨により受領する場合に適用する為替相場は、先物外国為替取引契約が締結されている場合を除き、当行の計算実行時における所定の為替相場とします。
- (2) 第4条4項、第9条第3項、第11条第1項第3号の規定による送金資金等または返戻金の返却にあたり、当行が送金依頼人にそれらの資金を送金通貨と異なる通貨により返却する場合に適用する為替相場は、先物外国為替取引契約が締結されている場合を除き、当行の計算実行時における所定の為替相場とします。

**第8条 (受取人に対する支払通貨)**

- 送金依頼人が次の各号に定める通貨を送金通貨として送金を依頼した場合には、受取人に対する支払通貨は送金依頼人が指定した通貨と異なる通貨となることもあります。この場合の支払通貨、為替相場および手数料については、関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続きに従うこととします。
- ①支払銀行の所在国の通貨と異なる通貨
  - ②受取人の預金口座の通貨と異なる通貨

**第9条 (取引内容の照会等)**

- (1) 送金依頼人は、送金依頼後に受取人に送金資金が支払われていない場合など、送金取引について疑義のあるときは、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、当行は、関係銀行に照会するなどの調査をし、その結果を送金依頼人に報告します。なお、照会等の受付にあたっては、当行所定の依頼書の提出を求めることがあります。
- (2) 当行が発信した支払指図または交付した送金小切手について、関係銀行から照会があった場合には、送金の依頼内容について送金依頼人に照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 当行が発信した支払指図または交付した送金小切手について、関係銀行による支払指図の拒絶等により送金ができないことが判明した場合には、当行は送金依頼人にすみやかに通知します。この場合、当行が関係銀行から送金に係る返戻金を受領したときには、直ちに返却しますので、第11条に規定する組戻しの手続きに準じて、当行所定の手続きをしてください。

**第10条 (依頼内容の変更)**

- (1) 送金委託契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において、次の変更の手続きにより取扱います。ただし、送金金額を変更する場合には、次条に規定する組戻しの手続きにより取扱います。
  - ①変更の依頼にあたっては、当行所定の内容変更依頼書に、外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第4条第2項に規定する外国送金計算書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。なお、送金小切手が送金依頼人に対して交付されている場合には、その送金小切手も提出してください。

②当行が変更依頼を受けたときは、当行が適当と認める関係銀行および伝達手段により、内容変更依頼書の内容に従って、変更の指図を発信するなど、遅滞なく変更に必要な手続きをとります。

(2) 前項の依頼内容の変更にあたっての内容変更依頼書の取扱いについては、第4条第5項の規定を準用します。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) 本条に規定する変更は、関係銀行による変更の拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。変更ができず組戻しを行う場合には、次条に規定する組戻しの手続きをしてください。

### 第11条 (組戻し)

(1) 送金委託契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において、次の組戻しの手続きにより取扱います。

①組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に、外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第4条第2項に規定する外国送金計算書等とともに提出してください。

この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。なお、送金小切手が送金依頼人に対して交付されている場合には、その送金小切手も提出してください。

②当行が組戻しの依頼を受けたときは、当行が適当と認める関係銀行および伝達手段により、組戻依頼書の内容に従って、組戻しの指図を発信するなど、遅滞なく組戻しに必要な手続きをとります。

③組戻しを承諾した関係銀行から当行が送金に係る返戻金を受領した場合には、その返戻金を直ちに返却しますので、当行所定の受取書等に、外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

(2) 前項の組戻しの依頼にあたっての組戻依頼書の取扱いおよび返戻金の返却にあたっての受取書等の取扱いについては、第4条第5項の規定を準用します。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) 本条に規定する組戻しは、関係銀行による組戻しの拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。

### 第12条 (通知・照会の連絡先)

(1) 当行がこの取引について送金依頼人に通知・照会をする場合には、外国送金依頼書に記載された住所・電話番号を連絡先とします。

(2) 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 第13条 (取引の制限等)

(1) 当行は、職業、事業の内容、国籍、在留資格、在留期間、取引目的等の預金者に関する情報および具体的な取引の内容等、当行が指定する情報(以下、総称して「預金者情報等」といいます。)に関して、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。また、預金者情報等に変更があった場合または変更が予定されている場合には、速やかに当行に届け出てください。

(2) 預金者から正当な理由なく届出いただくべき事項の届出がない場合、前項の各種確認や資料の求めに対し何ら回答なく指定された提出期限が経過した場合、預金者情報等に変更があったにもかかわらず届出がない場合、その他預金者がこの規定に違反したまたは預金者情報等に照らし預金者との取引を継続することが不適切であると当行が判断した場合には、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) (1)の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとします。

- ①不当に多額または頻繁と認められる現金での入出金
- ②外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般
- ③当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引
- (4) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行に指定する方法によって当行に届け出てください。この場合において、届け出のあった在留期間が経過した時は、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限することがあります。

(5) (1)から(4)に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれが解消されたことと認められる場合、当行は速やかに(3)の取引等の制限を解除します。

### 第14条 (反社会的勢力等からの外国送金申込みの断絶)

この外国送金申込み時、当行が実施する申込者に対する審査の結果、当行が承諾した場合のみ外国送金を利用できます。但し、次の各号の一つでも該当する場合は、当行は外国送金申込みをお断りするものと致します。

(1) 申込者が第15条第2項または第3項の各号のいずれかに該当する場合

(2) 申込者が「外国為替および外国貿易法」における資産凍結等の措置の対象者等または「米国 OFAC 規制」等における経済制裁対象者等に該当する場合

(3) その他総的な審査の結果、当行が申込者と取引を行うことを不適切と判断した場合

### 第15条 (送金契約の解除と以後の取り扱い)

外国送金サービス利用の解除は、次により取扱います。

(1) 当行取扱店が送金依頼人から書面によって送金依頼の解除を申し出る通知を受取ったとき

(2) 次の事項の一つにでも該当する場合には、当行は送金依頼人の同意を得ることなくこの送金契約を解除します。

①送金申込みの名義人が存在しないことが明らかになった場合または送金申込みの名義人の意思によらずに申込みされたことが明らかになった場合

②この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ロンダリング等防止の観点で当行が預金口座の凍結が必要と判断した場合。

③法令で定める本人確認等における確認事項、および第4条(1)で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合。

④この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ロンダリング等防止の観点で当行が預金口座の凍結が必要と判断した場合。

⑤第13条(1)から(4)に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に亘って解消されない場合。

⑥①から⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合。

(3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、送金依頼人からの送金の依頼を承諾することが不適切である場合には、当行はこの送金の取組を停止することが出来るものとします。なお、この送金取組の停止によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この送金取組の停止により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①送金依頼人が口座開設申込時(送金規定においては「依頼時」)にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②送金依頼人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③送金依頼人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(4) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの外国送金取引を停止し、または送金人に通知することによりこの外国送金を取消することができるものとします。なお、この送金取組の停止によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この送金取組の停止により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①送金人および受取人が次のいずれかに該当することが判明した場合

- A 「外国為替および外国貿易法」における資産凍結等の措置の対象者等
- B 「米国 OFAC 規制」等における経済制裁対象者等に該当する場合
- ②この外国送金が「外国為替および外国貿易法」に規制される次の各号の取引に利用された場合
- A 「外国為替および外国貿易法」における北朝鮮・イラン関連規制対象取引(核兵器関連開発、大型兵器開発関連等)。
- B 「外国為替および外国貿易法」における北朝鮮を原産地または輸出地とする全ての貨物輸入取引。

### 第16条 (災害等による免責)

次の各号に定める損害については、当行は責任を負いません。

①災害・事変・戦争、輸送途中の事故、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等のやむをえない事由により生じた損害

②当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、端末機、通信回線、コンピューター等の障害、またはそれによる電信の字くずれ、誤謬、脱漏等により生じた損害

③関係銀行が所在国の慣習もしくは関係銀行所定の手続きに従って取扱ったことにより生じた損害、または当行の本支店を除いた関係銀行の責に帰すべき事由により生じた損害

- ④受取人名相違等の送金依頼人の責に帰すべき事由により生じた損害
- ⑤送金依頼人から受取人へのメッセージに関して生じた損害
- ⑥送金依頼人と受取人または第三者との間における送金の原因関係に係る損害
- ⑦その他当行の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損害

**第17条 (譲渡、質入れの禁止)**

本規定による取引にもとづく送金依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

**第18条 (預金規定の適用)**

送金依頼人が、送金資金等を預金口座から振替えて送金の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定により取扱います。

**第19条 (法令、規則等の遵守)**

本規定に定めのない事項については、日本および関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続きに従うこととします。

**第20条 (規定の変更)**

(1) この規定の各事項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上